

吸収合併に係る事後開示書面

2024年4月10日

株式会社アマダ

代表取締役社長執行役員 山梨 貴昭

当社は、当社を吸収合併存続会社、株式会社アマダウエルドテックを吸収合併消滅会社とする吸収合併（効力発生日：2024年4月1日）（以下「本合併」といいます。）に関して、会社法801条及び会社法施行規則200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則200条1号）

2024年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における反対株主の合併差止請求、株式買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続きの経過（同条2号イ、同号ロ）

(1) 吸収合併の差止請求

株式会社アマダウエルドテックは、当社が唯一の株主であったため、本合併について差止請求はなされておられません。

(2) 株式買取請求

株式会社アマダウエルドテックは、当社が唯一の株主であったため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

株式会社アマダウエルドテックは、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

株式会社アマダウエルドテックに対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、株式会社アマダウエルドテックは、2024年2月13日付で官報に公告を行うと共に、同日付で電子公告を行いました。

3. 吸収合併存続会社における反対株主の合併差止請求、株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過（同条3号イ、同号ロ）

(1) 吸収合併の差止請求

本合併は、会社法796条2項の規定に基づく簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(2) 株式買取請求

本合併は、会社法796条2項の規定に基づく簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、当社は、2024年2月13日付で官報に公告を行うと共に、同日付で電子公告を行いました。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項(同条4号)

当社は、効力発生日をもって、株式会社アマダウエルドテックの資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法782条1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項(同条5号)別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日(同条6号)

2024年4月1日

7. 上記のほか、本合併に関する重要な事項(同条7号)

当社は、会社法796条2項の規定により、会社法795条1項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行いました。

以 上

吸収合併に係る事前開示書面
【吸収合併消滅会社】

2024年2月13日
株式会社アマダウエルドテック
代表取締役社長 辻岡 寿康

当社は、当社を吸収合併消滅会社、株式会社アマダを吸収合併存続会社とする吸収合併（効力発生日：2024年4月1日）（以下「本合併」といいます。）に関して、会社法782条1項及び会社法施行規則182条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法782条1項）

添付(1)の合併契約書のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則182条1項1号、同条3項）

完全親子会社間の合併であるため、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（同規則182条1項2号、同条4項）

完全親子会社間の合併であるため、合併対価の交付はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の対価の定め相当性に関する事項（同規則182条1項3号、同条5項）

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項（同規則182条1項4号、同条6項1号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（同号イ）

最終事業年度に係る吸収合併存続会社である株式会社アマダの計算書類等は、添付(2)のとおりであります。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

【自己株式の取得及び消却】

吸収合併存続会社である株式会社アマダは、2023年5月12日開催の取締役会において、会社法165条3項の規定により読み替えて適用される同法156条の規定に基づき自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

純資産の増加を抑制し資本効率の向上を図るとともに、機動的な資本政策の遂行により株主還元の実現を図るため。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------|--|
| ① 取得対象株式の種類 | 株式会社アマダ普通株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 18,000,000株（上限）
（自己株式を除く発行済株式総数に対する割合 5.2%） |
| ③ 株式の取得価格の総額 | 200億円（上限） |
| ④ 取得期間 | 2023年6月1日～2024年3月31日 |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

(3) 消却に係る事項の内容

- | | |
|-------------|---|
| ① 消却する株式の種類 | 株式会社アマダ普通株式 |
| ② 消却する株式の総数 | 18,000,000株
（消却前の発行済株式総数に対する割合 5.0%） |
| ③ 消却予定日 | 2024年3月31日 |

6. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項（同規則182条1項4号、同条6項2号）

最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号イ）

該当事項はありません。

7. 合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（同規則182条1項5号）

今後、本合併の効力発生日までに予測される株式会社アマダ及び当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本合併の効力発生日以後における株式会社アマダの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。加えて、本合併の効力発生日以後、株式会社アマダが負担する債務の履行に支障を来すような事態は現在のところ想定されておりません。

以上により、本合併の効力発生日以後においても、株式会社アマダが負担する債務につき履行の見込みはあると判断しております。

8. 事前開示開始日後に上記各事項に変更が生じた場合（同規則182条1項6号）

事前開示開始日後に上記各事項に変更が生じた場合には、当該変更後の事項を直ちに開示いたしません。

【添付書類】

- (1) 合併契約書
- (2) 最終事業年度に係る株式会社アマダの計算書類等（2023年3月期）

以上



合併契約書

株式会社アマダ（以下「甲」という）と株式会社アマダウエルドテック（以下「乙」という）は、レーザ及び溶接事業の一体化により、新領域の拡大並びに経営基盤、事業競争力の強化を進めることを目的として合併することに合意し、次のとおり合併契約を締結する。

第1条 （合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、本効力発生日（第6条において定義される。以下同じ）をもって、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という）を行う。

2 甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社（甲）

商号：株式会社アマダ

住所：神奈川県伊勢原市石田 200

(2) 吸収合併消滅会社（乙）

商号：株式会社アマダウエルドテック

住所：神奈川県伊勢原市石田 200

第2条 （商号）

甲は、本効力発生日後も下記商号を維持する。

株式会社アマダ

第3条 （合併対価等）

甲乙の合併の対価は、無対価とする。本効力発生日において、甲が乙の発行済株式の全部を保有していることから、本合併によって株主に対して株式その他金銭等の交付は行わない。

第4条 （合併により増加すべき資本金等）

本合併により増加すべき甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は0円とする。

第5条 （簡易合併及び略式合併）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、株主総会の決議によらず本契約を承認するも

のとする。乙は、会社法第784条第1項の規定により、株主総会の決議によらず本契約を承認するものとする。

第6条 (効力発生日)

本合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という）は、令和6年4月1日とする。但し、本合併の手續の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ財産の管理・運営にあたるものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす恐れのある行為については、予め甲乙が事前に協議し、甲乙合意の上これを行なう。

第8条 (従業員の承継及び処遇)

甲は、本効力発生日において、同日現在在席する乙の従業員全員を甲の従業員として引き続き雇用する。

2 乙の従業員のその他の取扱いについては甲乙協議の上、決定する。

第9条 (合併条件の変更および解除)

本契約締結後、本効力発生日までの間に、天変地異その他不可抗力の事由が生じ重大な影響が生じたとき、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 (協議事項)

本契約に定めのない事項、本契約の解釈に疑義が生じた事項及び合併に関して必要となるその他事項については、甲乙誠実に協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

令和5年11月9日

神奈川県伊勢原市石田 200

甲 株式会社アマダ
代表取締役社長執行役員 山梨 貴昭



神奈川県伊勢原市石田 200

乙 株式会社アマダウエルドテック
代表取締役社長 辻岡 寿康



*
* 第85期 事業報告 *
*

[自 2022年4月1日
至 2023年3月31日]






神奈川県伊勢原市石田 200 番地

株式会社アマダ

代表取締役社長執行役員 山梨貴昭



業績ハイライト

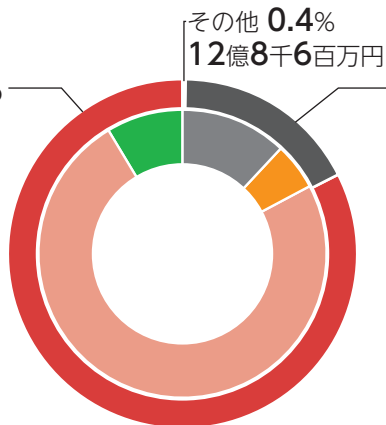
売上収益	営業利益	親会社の所有者に 帰属する当期利益
3,656億8千7百万円	498億6千7百万円	341億5千8百万円
前期比 17.0% 	前期比 29.4% 	前期比 23.0% 

▶ 商品別売上収益

金属加工機械事業 82.4%

板金部門
2,704億 6千 1百万円
前期比 17.8% 

微細溶接部門
309億 1千万円
前期比 17.6% 



金属工作機械事業 17.2%

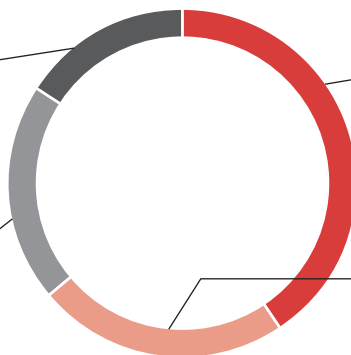
切削・研削盤部門
435億 5千 2百万円
前期比 10.2% 

プレス部門
194億 7千 6百万円
前期比 21.7% 

▶ 地域別売上収益

アジア他 15.3%
558億 1千 7百万円
前期比 12.5% 

欧州 19.6%
718億 4千万円
前期比 13.3% 



日本 38.8%
1,417億 6千 9百万円
前期比 11.7% 

北米 26.3%
962億 6千万円
前期比 32.4% 

当期の期中平均レート

[米ドル] 135.⁴⁸ 円

[ユーロ] 140.⁹⁷ 円

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

◆概況

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、継続的なエネルギー価格の高騰やサプライチェーンの混乱による部材不足の影響などから、先行き不透明感による設備投資マインドの低下が懸念されましたが、地政学リスクに対するサプライチェーン再構築や社会課題などへの対応を背景に生産性向上、自動化に関する設備投資需要が底堅く推移しました。

このような環境のもと、当連結会計年度の当社グループの経営成績は、好調な受注動向を背景に、売上収益3,656億8千7百万円（前期比17.0%増）となり、このうち国内は1,417億6千9百万円（前期比11.7%増）、海外は2,239億1千8百万円（前期比20.6%増）となりました。

営業利益は、部品・材料価格高騰の影響は見られたものの、増収及び操業度向上、販売価格の改善に伴う売上利益増加に加え、為替の円安推移等により498億6千7百万円（前期比29.4%増）となり、親会社の所有者に帰属する当期利益は341億5千8百万円（前期比23.0%増）となりました。

この結果、受注高・売上収益・営業利益・親会社の所有者に帰属する当期利益のいずれにおいても過去最高を更新しました。

◆主な事業別営業の概況

金属加工機械事業

売上収益

3,013億7千1百万円

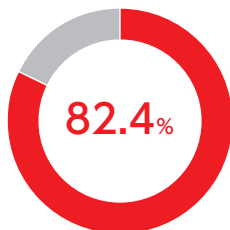
前期比 17.8% 

営業利益

415億1千3百万円

前期比 33.2% 

売上収益構成比



売上収益

(百万円)

255,892

301,371

第84期

第85期

営業利益

(百万円)

31,176

41,513

第84期

第85期

金属加工機械事業の売上収益は3,013億7千1百万円（前期比17.8%増）、営業利益は415億1千3百万円（前期比33.2%増）となりました。

<板金部門>

板金部門の売上収益は2,704億6千1百万円（前期比17.8%増）となりました。地域別の概況については以下のとおりです。

日本：経済活動の正常化に伴う人手不足等を背景に、省力化や自動化に資する商品への需要の一層の高まりが見られ、政府補助金の後押しもあり設備投資が促進されたことで、売上収益は1,014億8百万円（前期比13.9%増）となりました。

北米：インフレの高進とその対策としての金融引き締めによる影響から、景気の減速が懸念されたものの、米国及び周辺国へのサプライチェーンの再構築等による設備投資需要と、労働市場の逼迫を受けた自動化商品の需要拡大に加え為替の円安効果もあり、売上収益は767億6千6百万円（前期比29.1%増）となりました。

欧州：ロシアによるウクライナ侵攻の長期化とそれに伴うエネルギー価格の高騰による設備投資意欲への影響が懸念されたものの、製造現場における省エネ意識の高まりや東欧諸国等への工場移転による設備投資需要が見られ、売上収益は571億5千5百万円（前期比12.7%増）となりました。

アジア他：中国は、ゼロコロナ政策からの転換による混乱や、外資系メーカーによる他地域への工場移転等が影響したことから減収となりました。一方で、ASEANを中心にサプライチェーン再編の動きが加速する等、設備投資が拡大したことで、アジア・その他地域全体の売上収益は351億3千万円（前期比15.3%増）となりました。

<微細溶接部門>

微細溶接部門の売上収益は309億1千万円（前期比17.6%増）となりました。特にEVバッテリーやEV関連部品が活況で、全地域で増収となりました。北米では、政府の奨励策によるEV関連需要の増加に加え、インフラ投資や医療機器向けの設備投資も好調に推移しました。

金属工作機械事業

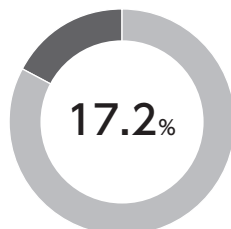
売上収益

630億2千8百万円
前期比 13.5% 

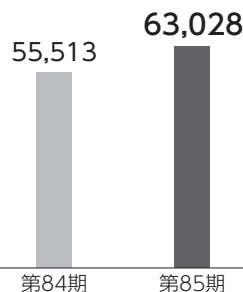
営業利益

76億3千2百万円
前期比 14.3% 

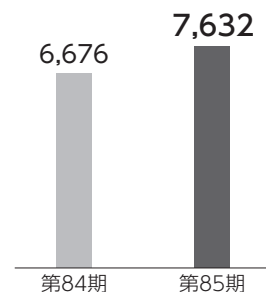
売上収益構成比



売上収益 (百万円)



営業利益 (百万円)



金属工作機械事業の売上収益は630億2千8百万円（前期比13.5%増）、営業利益は76億3千2百万円（前期比14.3%増）となりました。

<切削・研削盤部門>

切削・研削盤部門の売上収益は435億5千2百万円（前期比10.2%増）となりました。国内の研削盤部門は、新商品の投入が奏功し半導体・電子部品向けの売上が拡大しましたが、切削部門は鋼材切断業における部材の長納期化が影響し低調となりました。海外では、特に北米において切削マシンの販売が好調に推移したことにより増収となりました。

<プレス部門>

プレス部門の売上収益は194億7千6百万円（前期比21.7%増）となりました。国内では、主力の自動車部品関連業界において、メーカー各社の減産の影響を受け、顧客の設備投資意欲の減退が懸念されましたが、生産性向上を目的としたプレスマシンと周辺装置を組み合わせた自動化商品の販売が好調で増収に寄与しました。海外では、米国やその周辺諸国における製造回帰による設備投資需要の高まりを背景に売上が拡大しました。

◆主な地域別営業の概況

地域別売上収益の状況は、日本11.7%増、海外20.6%増となり、海外売上比率は、前期の59.4%から61.2%となりました。

主要地域における売上収益の状況は26ページの業績ハイライトをご参照ください。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に当社グループが実施した設備投資等の総額は、259億3千1百万円であります。

うち、有形固定資産の設備投資額は215億6百万円であります。また、販売用ソフトウェア及び自社利用目的のソフトウェア取得等の無形固定資産の支出額は44億2千5百万円であります。

設備投資等の主なものは次のとおりであります。

- ① 伊勢原事業所における誘客施設等のリニューアル
- ② 日本、欧州、中国におけるブレード生産設備の増強
- ③ アマダのIoTソリューション「V-factory」に関連したソフトウェアの開発

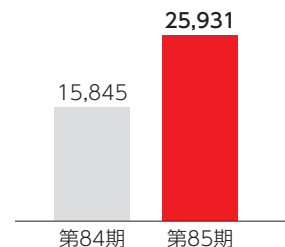
(3) 資金調達の状況

当事業年度の所要資金は、おおむね自己資金で賄いましたが、一部の連結子会社では金融機関からの借り入れを行っております。

当事業年度末の借入金の残高は53億2千4百万円であり、前期末に比べ17億4千2百万円減少いたしました。

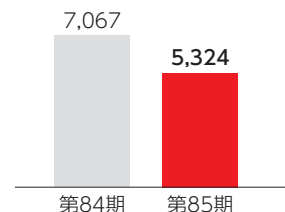
設備投資総額

(百万円)



借入金残高

(百万円)



(4) 対処すべき課題

当社グループは、「お客さまとともに発展する」をはじめとする5つの経営理念を基に、2030年に目指す姿として「長期ビジョン2030」を策定し、2022年5月に公表しました。また、2023年5月には持続的な成長と企業価値向上に向けた具体的なアクションプランとして、「まだないものをアマダとつくる」をスローガンに2023年から2025年までの3か年の「中期経営計画2025」を策定し公表しました。

◆中期経営計画2025の概要

(1) 重要経営指標とキャッシュアロケーション

重要経営指標		キャッシュアロケーション	
売上収益	4,000億円	戦略投資	1,000～1,200億円
営業利益	640億円（営業利益率16%）	運転資金	1,000億円
ROE	8%以上	株主還元	1,000～1,200億円

(2) 基本戦略方針

① 売上収益4,000億円の必達と収益性の改善

- ・労働環境の変化やカーボンニュートラル実現等の社会課題解決に対応した新商品の拡販によるシェア拡大・利益率向上
- ・顧客ニーズに即したアフターサービス事業の展開による収益力の向上
- ・誘客施設 Amada Global Innovation Center (AGIC) を活用したビジネス領域の拡大と効率的な提案活動の推進

② 長期成長戦略への活動開始

- ・当社グループで培ったレーザ技術の応用による新ビジネス分野への拡大
- ・グローバル製造改革による供給体制強化と収益力の改善
- ・DX、技術開発、環境、人財投資等を含めた戦略投資の実行

③ 資本政策（株主還元）の実施

- ・安定配当とROE向上を目指した株主還元方針の策定

株主還元方針

- ・連結配当性向50%を目安に、株主資本配当率（DOE）3%から4%の範囲で年間配当額を決定する
- ・自己株式取得枠として400億円から600億円を想定し、キャッシュ・フローの状況等を考慮したうえで、継続的かつ段階的に自己株式の取得を実施する

④ ESG経営・体制強化

- ・商品の省エネルギー化の推進と事業所・工場排出CO₂の削減
- ・人財能力開発、ダイバーシティ推進、働きがいのある職場づくり
- ・取締役会の多様性確保と機能強化、役員報酬制度の見直し、コンプライアンスの徹底、リスクマネジメントの強化

<中期経営計画2025における非財務目標>

当社グループは、成長戦略と連動させる形で、E（環境）・S（社会）・G（コーポレート・ガバナンス）の非財務目標にも重点的に取り組み、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

指 標		2022年実績	2025年目標	2030年目標
環 境	商品CO ₂ 削減	811,635 t-CO ₂ (2013年)	50%減 (2013年比)	50%減 (2013年比)
	事業所・工場CO ₂ 削減	59,185 t-CO ₂ (2013年)	70%減 (2013年比)	75%減 (2013年比)
社 会	1人あたり教育研修時間	33.4時間 (アマダ)	40時間 (グループ国内)	45時間 (グループ国内)
	女性管理職数	15人 (グループ国内)	24人 (グループ国内)	40人 (グループ国内)
	新卒採用女性比率	20.4% (グループ国内)	25% (グループ国内)	25% (グループ国内)
	有給休暇取得率	68.4% (アマダ)	80% (グループ国内)	100% (グループ国内)
	育休取得率 男性/女性	60.9%/100% (グループ国内)	70%/100% (グループ国内)	100%/100% (グループ国内)
ガ バ ナ ン ス	取締役会の多様性確保	独立社外取締役4/9 女性取締役1名	多様性の向上	維持・向上
	役員報酬・制度の見直し	-	中長期インセンティブプランの導入	責任者体制強化

(注) 表中の「グループ国内」は、(株)アマダ、(株)アマダマシナリー、(株)アマダウエルドテック、(株)アマダプレスシステム、(株)アマダツールの主要5社を指します。

(参考) 長期ビジョン2030の概要

当社グループが2030年に目指す姿

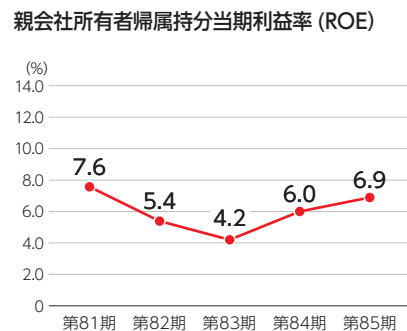
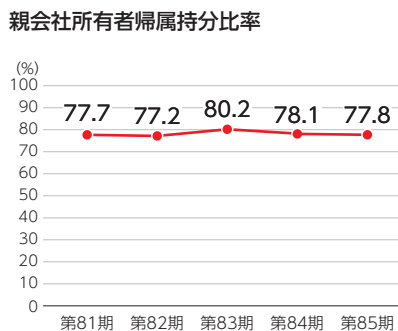
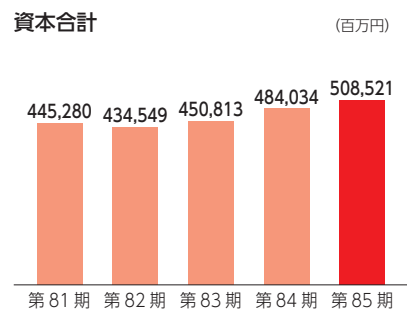
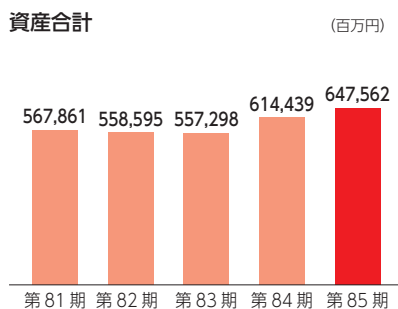
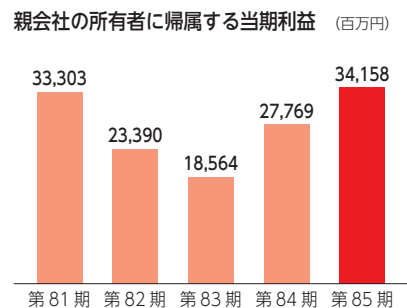
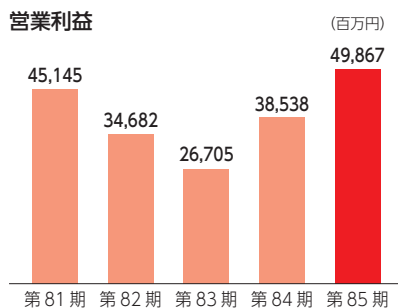
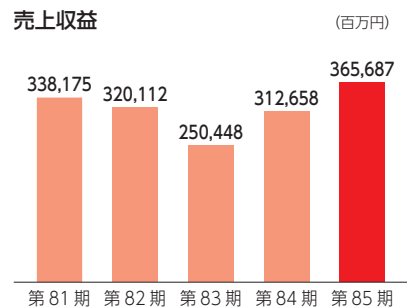
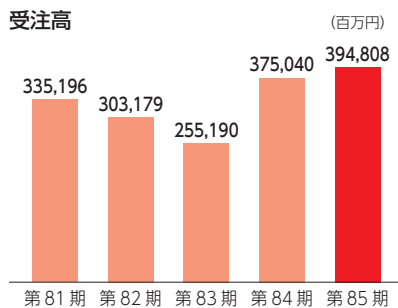
- ・多様な社会変動への対応、盤石な経営体制への変革
- ・社会から信頼されるモノづくりのパートナー

長期経営目標			
売上収益 5,000億円	ROE 安定的に10%を確保	SDGs を意識した 取り組みの強化	企業統治体制の 整備

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分		期 別	第81期	第82期	第83期	第84期	第85期 (当期)
			(自2018. 4. 1 至2019. 3.31)	(自2019. 4. 1 至2020. 3.31)	(自2020. 4. 1 至2021. 3.31)	(自2021. 4. 1 至2022. 3.31)	(自2022. 4. 1 至2023. 3.31)
受注高	百万円	335,196	303,179	255,190	375,040	394,808	
売上収益	//	338,175	320,112	250,448	312,658	365,687	
営業利益	//	45,145	34,682	26,705	38,538	49,867	
親会社の所有者に帰属する当期利益	//	33,303	23,390	18,564	27,769	34,158	
基本的 1 株当たり当期利益	円	91.50	65.91	53.40	79.88	98.25	
資産合計	百万円	567,861	558,595	557,298	614,439	647,562	
資本合計	//	445,280	434,549	450,813	484,034	508,521	
1 株当たり親会社所有者帰属持分	円	1,237.85	1,239.96	1,285.95	1,380.05	1,450.07	
親会社所有者帰属持分比率	%	77.7	77.2	80.2	78.1	77.8	
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE)	//	7.6	5.4	4.2	6.0	6.9	

- (注) 1. 基本的 1 株当たり当期利益及び 1 株当たり親会社所有者帰属持分につきましては、それぞれ期中平均発行済株式総数、期末現在発行済株式総数（いずれも自己株式を控除）に基づき算出しております。
2. 第82期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第81期の財務数値を修正しております。



(6) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社アマダマシナリー	神奈川県 伊勢原市	百万円 400	100.0	切削・工作機械等の開発、製造、販売
株式会社アマダウエルドテック	神奈川県 伊勢原市	百万円 1,606	100.0	精密レーザ機器、抵抗溶接機器等の 開発、製造、販売
株式会社アマダプレスシステム	神奈川県 伊勢原市	百万円 1,491	100.0	プレス機械、プレス加工自動化機械 装置等の開発、製造、販売
株式会社アマダオートメーションシステムズ	神奈川県 伊勢原市	百万円 80	100.0	板金商品の周辺装置の製造
株式会社アマダツール	神奈川県 伊勢原市	百万円 400	100.0	金型の開発、製造、販売
アマダ・ノース・アメリカ社	米国	千米ドル 148,450	100.0	北米現地法人の持株・統括機能
アマダ・アメリカ社	米国	千米ドル 59,000	※ 100.0	板金商品の北米市場への販売 板金商品の製造
アマダ・マシナリー・アメリカ社	米国	千米ドル 4,220	※ 100.0	切削・工作機械の北米市場への販売
アマダ・マーベル社	米国	米ドル 30	100.0	切削機械等の開発、製造
アマダ・カナダ社	カナダ	千CADドル 3,000	100.0	板金商品のカナダ市場への販売
アマダ・メキシコ社	メキシコ	千ペソ 9,494	※ 100.0	板金商品のメキシコ市場への販売
アマダ・ユー・ケー社	英国	千ポンド 2,606	100.0	板金商品の英国市場への販売
ドイツ・アマダ社	ドイツ	千ユーロ 6,474	※ 100.0	板金商品のドイツ市場への販売
アマダ・マシナリー・ヨーロッパ社	ドイツ	千ユーロ 6,000	※ 100.0	切削・工作機械の欧州市場への販売
アマダ・ヨーロッパ・エス・エー社	フランス	千ユーロ 28,491	100.0	板金商品の製造
アマダ・エス・エー社	フランス	千ユーロ 8,677	※ 100.0	板金商品のフランス市場への販売
アマダ・イタリア社	イタリア	千ユーロ 21,136	※ 100.0	板金商品のイタリア市場への販売
アマダ・オーストリア社	オーストリア	千ユーロ 16,206	100.0	金切帯鋸刃、金型の製造
アマダ・スカンジナビア社	スウェーデン	千クローナ 500	※ 100.0	板金商品の北欧市場への販売
アマダ・オートメーション・ヨーロッパ社	フィンランド	千ユーロ 50	100.0	板金商品の周辺装置の開発、製造

会社名	所在地	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
アマダ・ポーランド社	ポーランド	千ズウォティ 20,000	※ 100.0	板金商品のポーランド市場への販売
天田（中国）有限公司	中国	百万円 3,000	100.0	中国現地法人の統括 板金商品の中国市場への販売
天田連雲港機械有限公司	中国	百万円 796	※ 100.0	金切帯鋸刃の製造
天田（連雲港）机床工具有限公司	中国	千米ドル 5,880	※ 100.0	金切帯鋸刃の製造
天田 股 份 有 限 公 司	台湾	千NTドル 82,670	※ 75.0	板金商品の台湾市場への販売
アマダ・コリア社	韓国	百万ウォン 22,200	100.0	板金商品の韓国市場への販売
アマダ（タイランド）社	タイ	千バーツ 476,000	※ 100.0	板金商品等のタイ市場への販売
アマダ・シンガポール社	シンガポール	千SGドル 400	※ 100.0	板金商品のシンガポール市場への販売
アマダ（マレーシア）社	マレーシア	千リンギット 1,000	※ 100.0	板金商品のマレーシア市場への販売
アマダ・ベトナム社	ベトナム	百万ドン 8,967	100.0	板金商品のベトナム市場への販売
アマダ（インド）社	インド	千ルピー 87,210	100.0	板金商品のインド市場への販売
アマダ・マシナリー・インドネシア社	インドネシア	百万ルピア 13,500	※ 100.0	板金商品のインドネシア市場への販売
アマダ・オセアニア社	オーストラリア	千AUDドル 6,450	100.0	板金商品のオセアニア市場への販売
アマダ・ブラジル社	ブラジル	千リアル 35,600	100.0	板金商品のブラジル市場への販売
アマダ・ミドル・イースト社	UAE	千ディルハム 5,000	80.0	板金商品のUAE市場への販売

※印は、子会社による出資を含む比率であります。

② 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、金属加工機械及び金属工作機械の開発、製造、販売、サービスを主な事業とし、その他これらに付帯する事業を営んでおります。さらに、不動産賃貸等の事業も営んでおります。

事業・部門別の主要営業品目等は次のとおりであります。

① 金属加工機械事業

部 門		主 要 営 業 品 目 等
板 金 部 門	マ シ ン	レーザマシン、NC付タレットパンチプレス、パンチ・レーザ複合加工機、プレスブレーキ、ベンディングロボット、シャーリング、板金加工システムライン
	ソフト・F A 機器	F A用コンピューター、F A用ソフトウェア
	サ ー ビ ス	修理、保守、点検
	消 耗 品	パンチプレス、プレスブレーキ用等の各種金型
微 細 溶 接 部 門		精密レーザ機器、抵抗溶接機器 修理、保守、点検

② 金属工作機械事業

切 削 ・ 研 削 盤 部 門	金切帯鋸盤、形鋼切断機、ボール盤、金切帯鋸刃、研削盤 修理、保守、点検
プ レ ス 部 門	プレスマシン、プレス加工自動化機械装置 修理、保守、点検

③ その他

ショッピングセンター等の不動産賃貸等

(8) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 国内

本社中枢機能	当社グループ伊勢原事業所〔神奈川県〕	
開発・製造拠点	株式会社アマダ富士宮事業所〔静岡県〕(*1) 株式会社アマダ土岐事業所〔岐阜県〕(*2) 株式会社アマダマシナリー小野工場〔兵庫県〕 株式会社アマダウエルドテック野田事業所〔千葉県〕 株式会社アマダプレスシステム伊勢原鈴川事業所〔神奈川県〕 株式会社アマダオートメーションシステムズ福島工場〔福島県〕 株式会社アマダツール伊勢原工場〔神奈川県〕、土岐工場〔岐阜県〕	
販売・サービス拠点	板金・微細溶接	株式会社アマダ本社グローバルイノベーションセンター〔神奈川県〕 株式会社アマダ関西テクニカルセンター〔大阪府〕 株式会社アマダ販売拠点〔6支店、20営業所〕 株式会社アマダサービス拠点〔46サービスセンター〕 株式会社アマダウエルドテック販売拠点〔6営業所〕
	切削・研削盤・プレス	株式会社アマダマシナリー切削販売・サービス拠点〔20営業所、38サービスセンター〕 株式会社アマダマシナリー研削盤販売・サービス拠点〔15営業所、16サービスセンター〕 株式会社アマダプレスシステムプレス販売・サービス拠点〔20営業所、35サービスセンター〕 株式会社アマダプレスシステムプレス周辺装置等販売・サービス拠点〔15営業所〕

(*1) 開発・製造拠点のほか、パーツセンター（部品供給拠点）を含みます。

(*2) 開発・製造拠点のほか、テクニカルセンター（販売・サービス拠点）を含みます。

② 海外

販売・サービス拠点	北米	アマダ・アメリカ社〔米国〕 アマダ・マシナリー・アメリカ社〔米国〕 アマダ・カナダ社〔カナダ〕 アマダ・メキシコ社〔メキシコ〕
	欧州	アマダ・ユー・ケー社〔英国〕 ドイツ・アマダ社〔ドイツ〕 アマダ・マシナリー・ヨーロッパ社〔ドイツ〕 アマダ・エス・エー社〔フランス〕 アマダ・イタリア社〔イタリア〕 アマダ・ポーランド社〔ポーランド〕 アマダ・スカンジナビア社〔スウェーデン〕
	アジア	天田（中国）有限公司〔中国〕 天田股份有限公司〔台湾〕 アマダ・コリア社〔韓国〕 アマダ・シンガポール社〔シンガポール〕 アマダ（タイランド）社〔タイ〕 アマダ（マレーシア）社〔マレーシア〕 アマダ・ベトナム社〔ベトナム〕 アマダ（インド）社〔インド〕 アマダ・マシナリー・インドネシア社〔インドネシア〕
	その他の地域	アマダ・オセアニア社〔オーストラリア〕 アマダ・ブラジル社〔ブラジル〕 アマダ・ミドル・イースト社〔UAE〕
製造拠点	北米	アマダ・アメリカ社ブレア工場〔米国〕 アマダ・アメリカ社ハイポイント工場〔米国〕 アマダ・ツール・アメリカ社〔米国〕 アマダ・マーベル社〔米国〕
	欧州	アマダ・ヨーロッパ・エス・エー社シャルルビル工場ほか〔フランス〕 アマダ・オーストリア社〔オーストリア〕 アマダ・オートメーション・ヨーロッパ社〔フィンランド〕
	アジア	天田連雲港機械有限公司〔中国〕 天田（連雲港）机床工具有限公司〔中国〕

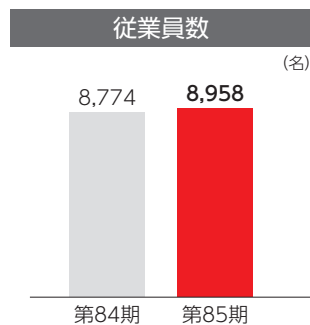
(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比較増減
8,958名	184名増

② 当社の従業員の状況

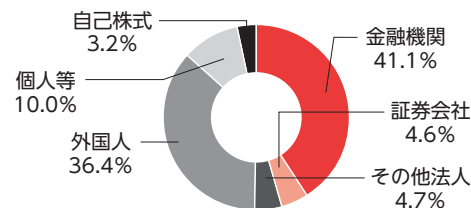
従業員数	前期末比較増減
2,550名	4名減
平均年齢	平均勤続年数
43.4歳	17.6年



2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 550,000,000株
(2) 発行済株式の総数 359,115,217株
(自己株式11,458,462株を含む)
(3) 株主数 49,735名

所有者別株式分布状況



(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率(*)
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	68,765	19.78
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	40,753	11.72
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	10,130	2.91
公益財団法人天田財団	9,936	2.86
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	7,920	2.28
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	7,108	2.04
株式会社かんぽ生命保険	6,409	1.84
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	6,260	1.80
日本生命保険相互会社	5,894	1.70
SMB C日興証券株式会社	4,992	1.44

(*) 持株比率は、自己株式数 (11,458,462株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

役名	氏名	担当、主な職業 [重要な兼職の状況等]
代表取締役 社長	磯 部 任	
取締役 専務執行役員	山 梨 貴 昭	板金開発・生産本部長
取締役 専務執行役員	田 所 雅 彦	板金営業・サービス本部長
取締役 常務執行役員	山 本 浩 司	経営管理部門長
取締役 常務執行役員	三 輪 和 彦	財務部門長、法務担当
社外取締役	間 塚 道 義	[日本コンクリート工業株式会社社外取締役] [月島機械株式会社社外取締役]
社外取締役	千 野 俊 猛	
社外取締役	三 好 秀 和	弁理士 [三好内外国特許事務所会長] [株式会社三好工業所有権研究所代表取締役]
社外取締役	小 部 春 美	[あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問]
常勤監査役	重 田 孝 哉	
常勤監査役	柴 田 耕太郎	
社外監査役	竹之内 明	弁護士 [辻誠法律事務所所属]
社外監査役	西 浦 清 二	税理士 [西浦清二税理士事務所所長]

- (注) 1. 2022年6月28日開催の第84期定時株主総会において、田所雅彦、山本浩司、小部春美の3氏は新たに選任され就任いたしました。
2. 2022年6月28日開催の第84期定時株主総会終結の時をもって、栗原俊典、岡本満夫の両氏は任期満了により退任いたしました。
3. 常勤監査役の重田孝哉氏は、当社の財務部門において長年の経験を有するとともに取締役財務部長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 間塚道義、千野俊猛、三好秀和、小部春美の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、当社は4氏を株式会社東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ております。
5. 竹之内明及び西浦清二の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

i) 決定方針の内容の概要

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を以下のとおり定めております。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主目線を意識した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては職位・職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、執行から独立した立場にあることに鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

イ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、現金による月例の固定報酬とし、職位・職責に応じてあらかじめ定められた報酬基準額を基に個人別の支給額を決定するものとする。

ウ. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、賞与を短期インセンティブと位置付け、業績指標を反映した現金報酬とし、毎年、一定の時期に支給する。経営指標として重要であることに加え、配当

原資でもあることから株主目線の経営を意識するという理由で、単年度の親会社の所有者に帰属する当期利益（以下、当期利益という。）を指標とする。具体的には、各事業年度の当期利益に配当性向(%)の1/50の率を乗じて算出する金額を上限に、支給対象となる員数と配当金の成長率を加味して支給総額を決定し、個別の配分は職位や職責に応じて決定したうえで、一定割合を成果に応じて増減させる方法で金額を算定するものとする。

工. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

現行の取締役報酬制度においては、業績連動型賞与の割合を一定の水準には固定せず、当社の業績拡大に応じて取締役の総報酬に占める業績連動型賞与の割合が高くなる設計としている。そのため、取締役の報酬総額に占める業績連動報酬の割合の決定に関する方針は定めないこととする。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定権限については、取締役会が有しており、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、社外取締役を委員長とする任意の報酬委員会における審議を経て決定することとする。

ii) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

決定方針の決定方法は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主目線を意識し、かつ、中長期の経営方針も踏まえた報酬体系を構築すべく、人事部門が作成した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の原案について、任意の報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月10日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

iii) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、任意の報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な審議を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2019年6月26日開催の第81期定時株主総会において年額468百万円以内（うち、社外取締役は年額50百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は3名）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1986年6月27日開催の第48期定時株主総会において月額4百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外)	392 (33)	192 (33)	200 (-)	—	11 (4)
監査役 (うち社外)	40 (12)	40 (12)	—	—	4 (2)
合計	432	232	200	—	15 (6)

(注) 業績連動報酬として取締役に対して賞与を支給しております。賞与の算定の基礎として選定した業績指標は単年度の当期利益であり、当事業年度を含む当期利益の推移は1。(5) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	間塚道義	日本コンクリート工業株式会社	社外取締役	特別の関係はありません。
		月島機械株式会社	社外取締役	特別の関係はありません。
	千野俊猛	—	—	—
	三好秀和	三好内外国特許事務所	会長	当社は同社との間に取引関係があります。(注)
		株式会社三好工業所有権研究所	代表取締役	
小部春美	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	顧問	特別の関係はありません。	
監査役	竹之内 明	辻誠法律事務所	—	特別の関係はありません。
	西浦清二	西浦清二税理士事務所	所長	特別の関係はありません。

(注) 取締役三好秀和氏が会長である三好内外国特許事務所及び代表取締役である株式会社三好工業所有権研究所と当社グループの間で取引があり、同事務所及び同社に対し、当社グループより特許出願等に係る弁理士報酬並びに知的財産権に関する各種調査業務等の報酬の支払い等を行っておりますが、それらの取引金額を合計しても、当社の連結売上収益に対して1%未満の僅少額であります。また、同事務所及び同事務所の関係会社の売上高に占める割合も2%程度の僅少額であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	間塚道義	<p>当事業年度中に開催された取締役会のうち7回に出席し、元グローバル企業の経営者としての専門的知見、コーポレート・ガバナンスに関する各種諮問委員を務めた経験等に基づく発言を適宜行っております。</p> <p>また、指名委員会の委員長として公正で透明性が高い委員会運営を主導しております。併せて、報酬委員会の委員として知見に基づいた意見・提言を行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。</p>
	千野俊猛	<p>当事業年度中に開催された取締役会8回すべてに出席し、元新聞社の編集者及び企業経営者としての専門知識、経験に基づく発言を適宜行っております。</p> <p>また、報酬委員会の委員長として公正で透明性が高い委員会運営を主導しております。併せて、指名委員会の委員として知見に基づいた意見・提言を行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。</p>
	三好秀和	<p>当事業年度中に開催された取締役会8回すべてに出席し、弁理士事務所の経営者及び弁理士としての専門知識、経験に基づく発言を適宜行っております。</p> <p>また、指名委員会及び報酬委員会の委員として知見に基づいた意見・提言等を行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。</p>
	小部春美	<p>2022年6月28日の就任後、当事業年度中に開催された取締役会7回すべてに出席し、元官僚としての専門知識、経験に基づき、新しい観点から意見・提言を適宜行っております。</p>
監査役	竹之内 明	<p>当事業年度中に開催された取締役会8回、監査役会9回のそれぞれすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、監査役会で定めた監査方針に従って、事業所の監査等を行い監査役会に報告しております。</p>
	西浦清二	<p>当事業年度中に開催された取締役会8回、監査役会9回のそれぞれすべてに出席し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、監査役会で定めた監査方針に従って、事業所の監査等を行い監査役会に報告しております。</p>

(注) 上記の取締役会出席回数に記載の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

122百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

169百万円

- (注) 1. 監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な在外連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性において問題があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提出する議案の内容として決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において決議し、以下のとおり基本方針を決定しております。

① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役は、当社グループにおけるコンプライアンス（法令・社内規程遵守等）の基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織及び規程を整備し、当社グループの各社の活動に組み込むことによりコンプライアンス体制を推進する。併せて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、これを当社グループの各社に周知する。これらのコンプライアンス体制の構築及び運用状況については、内部監査部門が当社グループの内部監査を実施する。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。

i) 当社グループ共通規範

業務の遂行にあたり法令、定款の遵守を常に意識するよう「アマダグループ経営理念」及び「アマダグループ行動規範」等を定め、その周知徹底を図る。

ii) 内部統制・リスク管理委員会

内部統制システムの維持、向上及びコンプライアンス体制の整備を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、専門委員会等重要な会議の議事録並びに、その他取締役の執行に係る情報は、法令並びに社内規程・規則に基づき、適切に保存及び管理し、取締役及び監査役が、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

i) 当社グループの損失発生防止及び損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理基本規程」においてリスク管理に関する基本的な事項を定める。内部統制・リスク管理委員会は、当社グループのリスクを一元管理し全社的推進等を図る。また、不正行為及びコンプライアンス違反等の情報が漏れなく報告されることを目的として、「不正行為及び

リスク情報」に関する調査・解明・伝達ルートの規程を定め当社グループ各社に周知する。

- ii) 個々のリスク管理については、各種専門委員会、内部統制・リスク管理委員会の下部組織として設置するリスクマネジメント部会及び各リスク主管部署が各種のリスクに対応する。
- iii) 重大な事件・事故及び自然災害等の緊急事態が発生し全社的な対応が必要と判断された場合は、緊急対策本部等を設置して迅速に危機管理を行う。
- iv) これらのリスク管理体制の構築及び運用状況については、内部監査部門が当社グループの内部監査を実施する。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 取締役会は、法令、定款で定められた事項のほか、「取締役会規程」に基づき経営に関する一定の重要な事項について決定し、職務執行の監督を行う。
- ii) 取締役会の少数精鋭化による意思決定の迅速化と、執行機関の分離による業務執行機能の充実を図るため執行役員制度を採用する。社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示・伝達し、執行役員は業務執行状況を取締役会、社長、監査役各々の求めに応じ、報告する。
- iii) 経営会議及び各種専門委員会では、取締役会付議事項となる重要案件を事前協議し、取締役会の意思決定を支援するとともに取締役会から権限委譲された案件を審議する。

⑤ 当社グループの取締役等の職務執行の報告に関する体制及びその他の業務の適正を確保するための体制

- i) 当社グループは、「アマダグループ経営理念」、「アマダグループ行動規範」等を制定し、グループ全体の基本原則とする。
- ii) 当社グループは子会社を含む経営上の重要事項については、「取締役会規程」に基づき取締役会の承認又は取締役会への報告を求めるとともに、子会社から事業計画等に関する報告を定期的に受け、子会社の業務の適正性を確認する。
- iii) 当社グループ会社の管理については、「国内関係会社職務権限規程」及び「海外系列会社運営管理規程」に基づき、管理部署、管理責任者を明確にし、業務の適正を確保する。
- iv) 内部監査部門は、各部門及び当社グループ会社の業務執行状況、コンプライアンス体制等について監査を実施し、監視と業務改善の助言を行うとともに、その結果を取締役会、社長、監査役及び内部統制・リスク管理委員会に報告する。

- ⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i) 当社の監査役会がその職務を補助する使用人を求めた場合は、監査役の職務が実効的に行われるように使用人を配置する。また、その使用人の人事は、代表取締役と監査役が協議のうえ決定する。
 - ii) 監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、同使用人の任命及び異動は監査役の同意を必要とし、人事評価については監査役の意見を十分に尊重する。
 - iii) 監査役会には事務局を設置する。監査役会事務局は、議事録の作成及び保存・管理を行う。
- ⑦ 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- i) 当社グループの取締役及び執行役員並びに使用人（以下「役員・使用人」という。）は、当社グループに重大な影響を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるときは、直ちに監査役に報告する。また、役員・使用人は、監査役の要請に応じて、必要な報告をし、情報を提供する。
 - ii) 役員・使用人が監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役が職務を執行するうえで必要な費用については、監査役の監査計画に応じてあらかじめ予算化し、調査を含む監査上の理由で緊急又は臨時に支出した費用について前払い又は事後に償還するものとする。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i) 監査役会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができる。
 - ii) 監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた体制の整備に関する基本方針に基づき、以下のような取り組みを行っております。

① コンプライアンスに関する取り組み

内部統制システムの維持、向上及びコンプライアンス体制の整備を目的として内部統制・リスク管理委員会を設置し、原則として年2回の定例会を開催しております。また、法令違反・不正行為の早期発見と是正を目的として、内部監査部門及び社外委託会社を窓口とする内部通報制度を運用しております。なお2022年6月より施行された改正公益通報者保護法への対応のため「内部通報処理規程」を改訂し、内部通報者及び調査協力者は不利な取扱いを受けない旨を定めております。コンプライアンス教育及び啓発活動の推進については、集合教育及び随時受講可能なオンライン教育を継続的に実施しております。

② 取締役の職務執行に関する取り組み

当社は、取締役会において、重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っております。当事業年度は、取締役会を8回開催しており、このほか取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。また、取締役会の諮問機関として過半数の社外取締役で構成され、社外取締役を議長とする指名委員会、報酬委員会を随時開催しており、社外取締役の知見及び助言を生かしながら審議を行うなど、取締役会の独立性・客観性の確保に努めております。併せて、2022年6月28日開催の第84期定時株主総会において、コーポレート・ガバナンス体制の強化とともに取締役会の多様性向上を図るため、女性社外取締役1名を選任し、社外取締役を1名増員しております。4名の社外取締役は、取締役会のほか重要な会議にも出席し適宜忌憚のない意見を述べるなど、経営の監視・監督に努めております。

③ リスク管理に関する取り組み

当社グループの損失発生防止及び損失の最小化を図ることを目的として「リスク管理基本規程」においてリスク管理に関する基本的な事項を定め、平常時から対応策を検討する等のリスク管理に努めております。内部統制・リスク管理委員会が当社グループのリスクを一元管理し全社的推進等を図り、個々のリスク管理は「安全衛生委員会」、「輸出管理本部」、「アマダグループ環境エコ推進委員会」等の各専門委員会において管理・対応を図っております。これに加え、内部統制・リスク管理委員会は下部組織であるリスクマネジメント部会による、ヒト・モノ・カネ・情報等に係るグループレベルでの重要リスク管理シートに基づ

いたリスク対策の進捗状況を承認しております。また、緊急事態の発生時においては緊急対策本部等を設置して迅速に危機管理を行っております。

④ 当社グループ会社の管理に関する取り組み

当社子会社の管理については、業務の効率化と適正化を図ることを目的に「国内関係会社職務権限規程」及び「海外系列会社運営管理規程」に基づき管理しております。各子会社を管理する主管部署が経営管理の指導を主体的に行っております。また内部監査部門は、当社グループの内部統制システムの整備及び運用状況をチェックし、問題の早期発見や損失発生の防止に努めるとともに、改善の方向性を提言・指導しております。なお、これらの内部統制システムの運用状況については、内部監査部門が取締役会並びに監査役会に対して直接報告しております。

⑤ 監査役監査に関する取り組み

監査役は、監査の方針及び業務の分担に従い、当社監査役監査基準に準拠して取締役会及びその他重要会議に出席し、議事運営及び決議内容等を監査するなど必要に応じ意見表明を行っております。その他、常勤監査役は重要な会議に出席するほか、当社取締役等及び子会社から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類・契約書類等を閲覧するなど当社及び主要な子会社の業務並びに財産の状況を調査しています。併せて、会計監査人からは職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

また、監査役会は、会計監査人等の非保証業務の事前承認、監査役監査方針・監査計画・職務分担、会計監査人の評価及び再任・不再任、監査報告書案等の協議及び決議、常勤監査役からの活動状況報告を受けております。さらに内部監査部門から直接報告を受け、社外取締役とは年2回連携会議を開催し情報・意見交換を行いました。なお、当事業年度において、監査役会を9回開催しております。

本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

*
* 第 85 期 事業報告の附属明細書 *
*

[自 2022年4月1日
至 2023年3月31日]



神奈川県伊勢原市石田 200 番地

株式会社アマダ

代表取締役社長執行役員 山梨貴昭



会社役員以外の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細

1. 他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況

2023年3月末現在

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	摘要
取締役	間塚道義	日本コンクリート工業株式会社	社外取締役	
		月島機械株式会社	社外取締役	
	三好秀和	三好内外国特許事務所	会長（弁理士）	
株式会社三好工業所有権研究所		代表取締役		
	小部春美	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	顧問	
監査役	竹之内 明	辻誠法律事務所	所属（弁護士）	
	西浦清二	西浦清二税理士事務所	所長（税理士）	

（注）上記掲載の兼職先のうち、当社と同一の部類に属する事業を行っている法人等はありません。

2. 親会社等との間の取引の状況

該当事項はありません。

以上

*
* 第85期 連結計算書類 *
*

[自 2022年4月1日]
[至 2023年3月31日]

1. 連結財政状態計算書
2. 連結損益計算書
3. 連結持分変動計算書
4. 連結注記表

神奈川県伊勢原市石田200番地

株式会社アマダ

代表取締役社長 山梨 貴昭



連結財政状態計算書 (2023年3月31日現在)

単位：百万円（未満切捨）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産)		(負債)	
流動資産		流動負債	
現金及び現金同等物	98,556	営業債務及びその他の債務	62,972
営業債権及びその他の債権	130,319	借入金	4,657
棚卸資産	134,536	未払法人所得税	10,595
その他の金融資産	24,937	その他の金融負債	3,355
その他の流動資産	10,367	引当金	1,877
流動資産合計	398,716	その他の流動負債	37,555
		流動負債合計	121,013
非流動資産		非流動負債	
有形固定資産	176,668	借入金	667
のれん	6,426	その他の金融負債	10,300
無形資産	11,810	退職給付に係る負債	3,058
持分法で会計処理されている投資	702	引当金	7
その他の金融資産	32,656	繰延税金負債	933
繰延税金資産	11,124	その他の非流動負債	3,061
その他の非流動資産	9,457	非流動負債合計	18,028
非流動資産合計	248,846	負債合計	139,041
		(資本)	
		資本金	54,768
		資本剰余金	143,883
		利益剰余金	288,300
		自己株式	△12,099
		その他の資本の構成要素	29,273
		親会社の所有者に帰属する持分合計	504,127
		非支配持分	4,393
		資本合計	508,521
資産合計	647,562	負債及び資本合計	647,562

連結損益計算書（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

単位：百万円（未満切捨）

科 目	金 額
売上収益	365,687
売上原価	△206,332
売上総利益	159,355
販売費及び一般管理費	△109,790
その他の収益	1,369
その他の費用	△1,067
営業利益	49,867
金融収益	2,894
金融費用	△3,378
持分法による投資利益	225
税引前利益	49,608
法人所得税費用	△15,177
当期利益	34,431
当期利益の帰属	
親会社の所有者	34,158
非支配持分	272
当期利益	34,431

連結持分変動計算書（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

単位：百万円（未満切捨）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式
2022年4月1日残高	54,768	143,883	269,067	△12,095
当期利益	—	—	34,158	—
その他の包括利益	—	—	—	—
当期包括利益	—	—	34,158	—
配当金	—	—	△14,949	—
自己株式の取得	—	—	—	△3
自己株式の処分	—	0	—	0
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	23	—
所有者との取引額等合計	—	0	△14,925	△3
2023年3月31日残高	54,768	143,883	288,300	△12,099

	その他の資本の構成要素					合 計	非 支 配 分	資 本 合 計
	確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体の換算差額	持分法によるその他の包括利益	合 計			
2022年4月1日残高	—	6,101	18,052	9	24,164	479,788	4,246	484,034
当期利益	—	—	—	—	—	34,158	272	34,431
その他の包括利益	23	△4,723	9,828	4	5,133	5,133	77	5,210
当期包括利益	23	△4,723	9,828	4	5,133	39,291	349	39,641
配当金	—	—	—	—	—	△14,949	△202	△15,151
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△3	—	△3
自己株式の処分	—	—	—	—	—	0	—	0
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△23	—	—	—	△23	—	—	—
所有者との取引額等合計	△23	—	—	—	△23	△14,952	△202	△15,154
2023年3月31日残高	—	1,378	27,881	13	29,273	504,127	4,393	508,521

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

連結計算書類作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。なお、同項後段の規定により、IFRSにより要請される記載及び注記の一部を省略しています。

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……85社

会社名：（国内）（株）アマダマシンナリー他14社

（海外） アマダ・ノース・アメリカ社、アマダ・ヨーロッパ・エス・エー社、
アマダ・ユー・ケー社、ドイツ・アマダ社他66社

新規：(株)北海道アマダ……新規設立

除外：アマダミヤチベトナム社……清算により消滅

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数……3社

会社名：（国内）（株）アマダリース、(株)フィスト

（海外） 天田(連雲港)机床有限公司

3. 会計方針に関する事項

(1) 連結の基礎

① 子会社

子会社は、当社グループにより支配されている企業(パートナーシップ等の法人格のない事業体を含む)をいいます。投資者が次の各要素をすべて有している場合にのみ、投資先を支配していると考えております。

- ・投資先に対するパワー
- ・投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利
- ・投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力

当社グループによる支配の有無は、議決権又は類似の権利の状況や投資先に関する契約内容などに基つき、総合的に判断しております。

子会社の財務諸表は、当社が支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、当社グループの連結計算書類に含まれております。

一部の子会社では、子会社の所在する現地法制度上、当社と異なる決算日が要請されており、決算日を統一することが実務上不可能なため当社の決算日と異なる日を決算日としております。連結計算書類には、子会社の決算日が当社の決算日と異なる場合には、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく子会社の財務数値を使用しております。

当社グループは、類似の状況における同様の取引及び事象に関し、統一した会計方針を用いて作成しております。

当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結計算書類の作成に際して消去されております。包括利益合計は、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分とに帰属させております。

子会社に対する所有持分の変動のうち、子会社に対する支配の喪失とならないものについては、資本取引として処理しております。

② 関連会社

関連会社とは、当社グループがその財務及び経営の方針に関する意思決定に対して、重要な影響力を有するが、支配をしていない企業をいいます。当社グループが議決権の20%以上50%以下を保有する場合には、重要な影響力があると推定しております。当社グループが重要な影響力を有しているか否かの評価にあたり考慮されるその他の要因には、取締役会への参加等があります。なお、投資先の議決権の20%未満しか保有していない場合には、重要な影響力が明確に証明できる場合を除き、重要な影響力を有していないと推定しております。

関連会社への投資は、当社グループが重要な影響力を有することとなった日からその影響力を喪失する日まで、持分法によって会計処理をしております。

一部の関連会社では、関連会社の所在する現地法制度上、当社と異なる決算日が要請されており、決算日を統一することが実務上不可能なため当社の決算日と異なる日を決算日としております。連結計算

書類には、関連会社の決算日が当社の決算日と異なる場合には、当該関連会社の決算日と当社の決算日との間に生じた重要な取引又は事象については必要な調整を行っております。持分法を適用する際に考慮する純損益、その他の包括利益及び純資産は、関連会社の財務諸表で認識された金額に、統一した会計方針を実行するのに必要な修正を加えたものであります。持分法においては、当初認識時に関連会社に対する投資は原価で認識され、その帳簿価額を増額又は減額し、株式取得日以降における投資先の純損益及びその他の包括利益等に対する投資者の持分を認識しております。投資企業の持分がゼロにまで減少した後の追加的な損失は、当社グループに生じる法的債務、推定的債務又は当社グループが関連会社の代理で支払う金額の範囲まで、負債が認識されております。

(2) 企業結合

企業結合は、取得法を用いて会計処理をしております。

取得対価は、当社グループが移転した資産、引き受けた負債及び発行した資本持分の取得日公正価値の合計額で測定し、該当する場合は、条件付対価を取得対価に含めております。

IFRS第3号「企業結合」に基づく認識の要件を満たす被取得企業の識別可能な資産、負債及び偶発負債は、次を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産(又は繰延税金負債)及び従業員給付契約に関連する負債又は資産は、それぞれ国際会計基準(以下、「IAS」という)第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定しております。
- ・被取得企業の株式報酬取引に係る負債もしくは資本性金融商品、又は被取得企業の株式報酬取引の取得企業の株式報酬取引への置換えに係る負債もしくは資本性金融商品に係る部分については、IFRS第2号「株式報酬」の方法に従って取得日現在で測定しております。
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループは、当該基準書に従って測定しております。

のれんは、取得対価が取得日時点における識別可能な資産及び負債の公正価値を上回る場合に、その超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益として認識しております。

企業結合を達成するために発生した取得関連費用は、発生時に純損益として認識しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が生じた連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で計上しております。取得日において存在していた事実・状況を、取得日当初に把握していたとしたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を適及的に修正しております。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間であります。

(3) 外貨換算

① 機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業の個別財務諸表は、それぞれの機能通貨で作成しております。当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。

② 外貨建取引

外貨建取引については、取引日における直物為替レートにより機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性項目は期末日の為替レートを用いて機能通貨に換算し、外貨建非貨幣性項目は取得原価で測定されているものは取引日の為替レート、公正価値で測定されているものは、公正価値が算定された日の為替レートを用いて換算しております。

為替換算差額は、原則として発生する期間の純損益に認識しております。ただし、非貨幣性項目の利得又は損失がその他の包括利益に認識される場合においては、為替換算差額もその他の包括利益に認識しております。

③ 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債(取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む)については期末日の為替レート、収益及び費用については当該期間中の為替レートが著しく変動していない限り、期中平均為替レートを用いて換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益として認識しており、累計額は資本のその他の資本の構成要素に分類しております。

在外営業活動体の累積換算差額は、在外営業活動体の処分による利得又は損失が認識される期間に純損益に振り替えられます。

(4) 金融商品

① 金融資産

(a) 当初認識及び測定

金融資産のうち、営業債権及びその他の債権は発生日に当初認識しており、その他の金融資産は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識しております。当初認識時において、金融資産は以下のとおり分類を行ったうえで公正価値により測定しております。なお、金融資産が純損益を通じて公正価値で測定するものでない場合には、公正価値に金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算しております。

(i) 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(負債性金融資産)

次の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(iii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(資本性金融資産)

当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択をした資本性金融資産については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(iv) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

なお、当社グループは、いずれの負債性金融資産も、会計上のミスマッチを取り除くあるいは大幅に低減するために純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定しておりません。

(b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて次のとおり測定しております。

(i) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得及び損失は、純損益として認識しております。

(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(負債性金融資産)

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

(iii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(資本性金融資産)

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、又は公正価値が著しく下落した場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。

(iv) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

(c) 金融資産の減損

当社グループでは、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産及びリース債権に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。なお、営業債権及びリース債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かは、債務不履行リスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行リスクに変化があるか否かの判断にあたっては、主として以下の情報を考慮しております。信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクは当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

- ・金融資産の外部信用格付の著しい変化
- ・営業成績の著しい変化
- ・期日経過の情報

予想信用損失の測定にあたっては、個別に重要な場合は個別に評価し、個別に重要でない場合には、各社ごとに独自グループ又はサブグループを設定したうえで、集散的に評価しております。

履行強制活動を行ってもなお返済期日を大幅に経過している場合、債務者が、破産、会社更生、民事再生、特別清算といった法的手続きを申し立てる場合等には、債務不履行が生じているものと判断しております。債務不履行に該当した場合又は債務者の著しい財政的困難等の減損の証拠が存在する場合には、信用減損しているものと判断しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額であり、債務不履行の実績率等の過去の事象、現在の状況及び将来の経営状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報等を勘案して見積もっております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益で認識しております。ある金融資産の全部又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

(d) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

② 金融負債

(a) 当初認識及び測定

金融負債は、取引日に当初認識し、公正価値から直接起因する取引コストを控除した金額で測定しております。

(b) 事後測定

実効金利法を用いて償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得及び損失は、純損益として認識しております。

(c) 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消、又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

③ 金融資産と金融負債の相殺表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

④ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクを管理する目的で為替予約取引などのデリバティブ取引を行っております。デリバティブは、契約の当事者となった時点の公正価値で当初認識し、その後も公正価値で事後測定しております。公正価値の変動額は純損益として認識しております。

なお、デリバティブについて、ヘッジ会計を適用しているものではありません。デリバティブは純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に分類しております。

⑤ 金融商品の公正価値

公正価値で測定する金融商品は、様々な評価技法やインプットを使用して算定しております。公正価値の測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて公正価値を以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金、及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額により測定しております。棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他の原価のすべてを含めております。加工費には、生産設備の正常生産能力に基づく固定製造間接費を含めております。棚卸資産の取得原価は、商品、製品及び仕掛品は個別法又は移動平均法、原材料は先入先出法又は移動平均法に基づいて算定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

(7) 有形固定資産（使用权資産を除く）

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去費用及び敷地の原状回復費用並びに適格要件を満たす資産の借入コストが含まれております。

有形固定資産の取得原価から残存価額を控除した償却可能額を見積耐用年数にわたって、定額法により減価償却しております。主な有形固定資産の見積耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 2～17年

有形固定資産の残存価額、耐用年数及び減価償却方法は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

(8) のれん及び無形資産（使用権資産を除く）

① のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「(2) 企業結合」に記載のとおりであります。当初認識後ののれんについては償却を行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度減損テストを実施し、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

② 無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産の取得原価は、資産の取得に直接起因する費用を含めて測定しております。

(b) 企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日現在の公正価値で測定しております。

(c) 自己創設無形資産(開発費)

開発(又は内部プロジェクトの開発局面)における支出は、次のすべてを立証できる場合に限り資産として認識することとしており、その他の支出はすべて発生時に費用処理しております。

- ・使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図
- ・無形資産を使用又は売却できる能力
- ・無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- ・無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産の見積耐用年数にわたり定額法により償却しております。償却は、当該資産が使用可能となった時点に開始しております。主な無形資産の見積耐用年数は、次のとおりであります。

自社利用ソフトウェア	5年
市場販売目的ソフトウェア	3年
商標権	15年～20年
顧客関連資産	10年～15年

耐用年数を確定できる無形資産の償却期間及び償却方法は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

なお、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産については、償却を行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度減損テストを実施しております。

(9) リース

① 借手としてのリース

リース取引におけるリース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分の割引現在価値として測定を行っております。使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整した額で当初の測定を行っております。使用権資産は、リース期間にわたり規則的に、減価償却を行っております。

リース料は、リース負債残高に対して一定の利子率となるように、金融費用とリース負債残高の返済部分とに配分しております。金融費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区分して表示しております。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実質に基づき判断しております。なお、リース期間が12ヶ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについて、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

② 貸手としてのリース

ファイナンス・リースは、リース開始時の正味リース投資未回収額をリースの計算利子率で割り引いた現在価値により、リース債権(「営業債権及びその他の債権」として当初認識するとともに、受取リース料総額をリース債権元本相当部分と利息相当部分とに区分し、受取リース料の利息相当部分への配分は、利息法により算定しております。

また、当該ファイナンス・リースが財・サービスの販売を主たる目的としている場合は、リース対象資産の公正価値と最低リース料総額を市場金利で割り引いた金額のいずれか低い額を売上収益として認識すると同時に、当該リース契約の締結により発生する費用は、売上原価として認識しております。

オペレーティング・リースにおいては、対象となるリース物件を連結財政状態計算書に認識し、受取リース料はリース期間にわたり定額法により収益として認識しております。

(10) 投資不動産

投資不動産は、主として賃貸収益を得る目的として保有する不動産であります。

投資不動産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

投資不動産の取得原価から残存価額を控除した償却可能額を見積耐用年数にわたって、主として定額法により減価償却しております。投資不動産の種類別の耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 10～31年

土地については、減価償却を行っておりません。

投資不動産の残存価額と見積耐用年数は各連結会計年度の末日に再検討を行っております。

(11) 非金融資産の減損

当社グループは、報告日ごとに資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。減損の兆候の有無に係らず、耐用年数を確定できない無形資産又は未だ使用可能ではない無形資産、及び企業結合で取得したのれんについては毎期減損テストを実施しております。

回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額としております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。

使用価値は、資産の継続的使用及び最終的な処分から発生する将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローの見積額を貨幣の時間価値及び当該資産の固有のリスクの市場評価を反映した税引前の割引率により割り引いて算定した現在価値であります。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が当該資産又は資金生成単位の帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。

過去の期間において、のれん以外の資産について認識した減損損失は、減損損失が最後に認識された以後、認識した減損損失がもはや存在しないか、あるいは減少している可能性を示す兆候に基づき、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合にのみ、戻し入れております。

(12) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的又は推定的債務を現在の負債として負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高い場合に、引当金を認識しております。

引当金は、連結会計年度の末日における現在の債務を決済するために要する支出(将来キャッシュ・フロー)の最善の見積りに基づき、貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

なお、当社グループの主な引当金は次のとおりであります。

製品保証引当金

当社グループは製品保証を付保した製品を販売しており、販売された製品について、保証期間内に将来発生すると見込まれる修理費用を過去の実績率に基づき算定し、製品保証引当金として計上しております。また、製品保証期間を超えるものであっても、設計製造責任に起因する製品欠陥(リコール等を含む)の修理コストについて、将来発生すると見込まれる費用を、対象件数と1件当たりの対策費用及び過去の実績等に基づいて個別に見積り、製品保証引当金として計上しております。

(13) 従業員給付

① 短期従業員給付

短期従業員給付は、関連する勤務が提供された時点で割引計算を行わず費用として認識しております。当社グループにおける短期従業員給付には賞与及び有給休暇に係るものがあります。

有給休暇については、累積型有給休暇制度において、連結会計年度の末日現在で累積されている未使用の権利の結果として当社グループが支払うと見込まれる法的又は推定的債務を有しており、かつ当該金額について信頼性のある見積りが可能な場合に、負債として認識しております。

賞与については、過去に関連する勤務を提供された対価として支払を行う法的又は推定的債務を有しており、かつ、当該金額について信頼性のある見積りが可能な場合に、負債として認識しております。

② 退職後給付

当社グループは、退職後給付制度として、企業年金制度(キャッシュバランプラン)及び確定拠出年金制度並びに退職一時金制度を採用しております。

(a) 確定拠出制度

確定拠出制度への拠出額については、棚卸資産や有形固定資産の取得原価に含められる場合を除き、その発生時に費用として認識しております。

(b) 確定給付制度

確定給付制度に係る資産又は負債の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値(必要な場合には、確定給付資産の上限、最低積立要件への調整を含む)を控除したものであり、資産又は負債として連結財政状態計算書で認識しております。確定給付制度債務は、予測単位積増方式に基づいて算定され、その現在価値は、将来の予想支払額に割引率を適用して算定しております。割引率は、給付が見込まれる期間に近似した満期を有する優良社債の利回りを参照して決定しております。

勤務費用及び確定給付制度債務に係る資産又は負債の純額に係る純利息費用は純損益として認識しております。

数理計算上の差異、純利息費用に含まれる部分を除く制度資産に係る収益の変動については、それらが生じた期間において「確定給付制度の再測定」としてその他の包括利益に認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金へ振り替えております。また、過去勤務費用は、制度改訂又は縮小が発生した時、あるいは関連するリストラクチャリング費用又は解雇給付を認識した時の、いずれか早い方の期において純損益として認識しております。

(14) 政府補助金

政府補助金は、当社グループの企業が補助金交付のための付帯条件を満たし、補助金が受領されることについて合理的な保証が得られた時に認識しております。

発生した費用に係る政府補助金は、補助金で補償することが意図されている関連コストを費用として認識する期間にわたって、定期的に収益に認識しております。資産に関する政府補助金は、繰延収益として認識し、当該資産の見積耐用年数にわたり定期的に収益に認識しております。

(15) 資本

① 資本金及び資本剰余金

当社が発行する資本性金融商品は、発行価額を資本金及び資本剰余金に認識しております。また、その発行に直接起因する取引コストは資本剰余金から控除しております。

② 自己株式

自己株式を取得した場合には、取得原価で認識し、資本から控除して表示しております。また、その取得に直接起因する取引コストは、資本から控除しております。自己株式を売却した場合、受取対価を資本の増加として認識し、帳簿価額と受取対価との差額は資本剰余金に含めております。

(16) 収益認識

当社グループでは、以下5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社グループは、板金・微細溶接製品を生産・販売している「金属加工機械事業」と、切削・研削盤・プレス製品を生産・販売している「金属工作機械事業」を主な事業としております。これらの製品の販売については、主に顧客の検収時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の検収時点で収益を認識しております。また、製品の割賦販売については取引価格を金融要素とそれ以外に区別し、金融要素である金利相当分は顧客との契約期間に基づき収益を認識しております。

当該製品に関連するメンテナンスや不動産賃貸などのサービスを顧客に対して提供する場合がありますが、当該サービスに関する履行義務については、当社グループが顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することから、契約期間にわたり収益を認識しております。

(17) 借入コスト

当社グループは、意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産(以下適格資産)の取得、建設又は生産に直接起因する借入コストは、当該資産の取得原価の一部として資産化しております。

その他の借入コストは、発生した期間の費用として認識しております。

(18) 法人所得税

法人所得税は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益に認識しております。

① 当期税金

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定にあたっては、決算日までに制定又は実質的に制定された各国における税率及び税法に基づいております。

② 繰延税金

繰延税金は、連結会計年度の末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異等について、将来その使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、すべての将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を認識しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・ 会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引(企業結合取引を除く)によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・ 子会社、関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分に係る将来加算一時差異について、解消する時期をコントロールでき、かつ、予測可能な期間内にその差異が解消されない可能性が高い場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な期間内に当該一時差異が解消する可能性が高くない場合又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高くない場合

繰延税金資産及び負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている法定税率(及び税法)に基づいて、資産が実現する期又は負債が決済される期に適用されると予想される税率(及び税法)によって測定されます。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産及び当期税金負債を相殺する法的強制力のある権利を有しており、かつ以下のいずれかの場合に相殺しております。

- ・ 法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合
- ・ 異なる納税主体に課されているものの、これらの納税主体が当期税金資産及び当期税金負債を純額で決済することを意図している、もしくは当期税金資産を実現させると同時に当期税金負債を決済することを意図している場合

繰延税金資産の帳簿価額は各連結会計年度の末日現在で再検討しております。繰延税金資産の一部又は全部の便益を実現させるのに十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった場合、繰延税金資産の帳簿価額をその範囲で減額しております。また、当該評価減額は、十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった範囲で戻し入れております。

(19) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者(普通株主)に帰属する純損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の期中平均株式数で除して計算しております。

希薄化後1株当たり当期利益は、すべての希薄化性潜在的普通株式による影響について調整して計算しております。

(20) 売却目的で保有する非流動資産

継続的な使用ではなく、売却により回収が見込まれる非流動資産及び処分グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、連結会社の経営者が売却を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産及び処分グループとして分類し、減価償却又は償却は行わず、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当社グループは、連結計算書類の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかしながら、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。

2023年3月期における当社の経営環境は、継続的なエネルギー価格の高騰やサプライチェーンの混乱による部材不足の影響などから、先行き不透明感による設備投資マインドの低下から景気減速が懸念されましたが、地政学リスクに対するサプライチェーン再構築や社会課題などへの対応を背景に生産性向上、自動化に関する設備投資需要が底堅く推移しました。このような環境の下、当社グループの業績は、代替品の調達や設計変更等により生産体制を維持、拡大することで、高水準な受注環境から売上につなげることに注力し、その結果、売上収益・営業利益・親会社の所有者に帰属する当期利益は、いずれも過去最高を更新しました。

今後の世界経済は、主要国のインフレ対策による利上げ等の金融政策の動向に加え、ロシアのウクライナ侵攻の長期化懸念や金融システム不安などを背景に、世界的な景気減速の懸念があるものの豊富な受注残高と、製造業全般において底堅い省エネや生産性向上に資する設備投資意欲等を背景に来期以降の当社グループの業績も堅調に推移するものと仮定しております。

この一定の仮定のもと、当連結会計年度の連結計算書類における会計上の見積りとして影響を受けると想定されるのれんを含む固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等について評価を実施し、この結果、当連結会計年度の連結計算書類における影響額が僅少であると算定しております。

1. のれんを含む非金融資産の減損テスト

(1) 当連結会計年度において計上した金額

減損テストの対象となった主な非金融資産の計上額
のれん 6,426百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

会計方針については、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)3. 会計方針に関する事項 (11)非金融資産の減損」を参照ください。

減損テストにおいて使用した将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、対象会社の中期経営計画に基づき算定しております。当該中期経営計画の策定にあたっては、社内における目標設定の裏付けとなる複数の指標値等を参照して、より客観性の高い合理的な検証を実施しております。具体的には、当社グループの売上高の先行指標値である受注高対前年同月伸び率、当社グループと関連性の高い業界団体の年間予想値、外部調査機関のレポートあるいは過去の経験に基づく情報等を参照しております。

また、割引率及び公正価値評価は適切な第三者機関の専門家により算定したものを使用しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変化による将来キャッシュ・フローの減少及び使用価値の基礎となっている主要な仮定である割引率又は事業の継続価値を算定するために使用した成長率が変更された場合に、減損が発生するリスクが高くなり、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんを含む非金融資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性の判断

(1) 当連結会計年度において計上した金額

繰延税金資産 11,124百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来減算一時差異又は税務上の繰越欠損金の一部又は全部が将来課税所得に対して利用できる可能性を考慮しております。繰延税金資産の回収可能性の評価においては、予定される繰延税金負債の取崩、予測される将来課税所得及びタックスプランニングを考慮しております。認識された繰延税金資産については、過去の課税所得水準及び繰延税金資産が控除可能な期間における将来課税所得の予測に基づき、回収される可能性が高いと考えております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 引当金の認識及び測定

(1) 当連結会計年度において計上した金額

引当金(流動) 1,877百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

会計方針については、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)3. 会計方針に関する事項 (12)引当金」を参照ください。

当社グループは製品保証を付保した製品を販売しており、販売された製品について、保証期間内に将来発生すると見込まれる修理費用を過去の実績率に基づき算定し、製品保証引当金として計上しております。また、製品保証期間を超えるものであっても、設計製造責任に起因する製品欠陥(リコール等を含む)の修理コストについて、将来発生すると見込まれる費用を、対象件数と1件当たりの対策費用及び過去の実績等に基づいて個別に見積り、製品保証引当金として計上しております。

当該見積りは、無償保証費用の発生実績の変動による過去の実績率が変更された場合及び将来発生すると見込まれる再発防止対策費用の見積りが変更された場合に、翌連結会計年度の連結計算書類において、引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 確定給付制度債務の測定に用いた仮定

(1) 当連結会計年度において計上した金額

退職給付に係る資産 201百万円

退職給付に係る負債 2,977百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

会計方針については、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)3. 会計方針に関する事項 (13)従業員給付」を参照ください。

確定給付制度は、数理計算上のリスク及び制度資産の公正価値変動リスクに晒されております。数理計算上のリスクは主として金利リスクであります。金利リスクは、確定給付制度債務の現在価値が優良社債等の市場利回りに基づいて決定された割引率を使用して算定されるため、割引率が低下した場合に債務が増加することがあります。制度資産の公正価値変動リスクは、制度資産の運用基準で定められた利率を下回った場合に、制度の積立状況が悪化することがあります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当金
営業債権及びその他の債権 1,949百万円
その他の金融資産 51百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額(減損損失累計額を含む) 160,706百万円
3. 偶発債務
保証債務
当社グループの商品を購入した顧客の債務に対する保証
銀行に対する借入債務 57百万円
リース会社に対するリース債務 92百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 359,115,217株
2. 剰余金の配当に関する事項
(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	7,300百万円	21円	2022年3月31日	2022年6月29日
2022年11月10日 取締役会	普通株式	7,648百万円	22円	2022年9月30日	2022年12月6日

- (2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2023年6月28日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	9,039百万円	利益 剰余金	26円	2023年3月31日	2023年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク(信用リスク、流動性リスク及び市場リスク)に晒されております。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

また、当社グループは、デリバティブの利用を財務上のリスクを低減することを目的とした取引に限定しており、投機目的でのデリバティブ取引は行っておりません。

(1) 信用リスク

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権及びその他の債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、販売された機械は、基本的に所有権留保条項が付されており、債権の信用を補完しております。なお、特定の取引先について重要な信用リスクのエクスポージャーはなく、特段の管理を有する信用リスクの過度の集中はありません。

その他の金融商品についても、主に資金運用管理規程に基づき投資された格付の高い債券等から構成されているため、信用リスクは僅少です。

(2) 流動性リスク

当社グループは、支払債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関し、運転資金の効率的な管理による資本効率の最適化、当社による資金の集中管理等により資金管理の維持に努めております。また、当社グループでは、事業計画に基づく資金繰計画を適時に作成、更新するとともに、十分な手元流動性を維持することにより当該リスクを管理しております。

(3) 市場リスク

①為替リスク

当社グループは、グローバルに事業活動を展開しており、グループ各社の機能通貨以外の通貨で実施する取引について、為替変動リスクに晒されております。当該変動リスクを低減するために、一部の外貨建債権等について、通貨別月別に把握された為替変動リスクに対して、為替予約等のデリバティブを利用してリスクを低減しております。当該デリバティブにはヘッジ会計は適用せず、公正価値の変動はすべて純損益に認識しております。

②金利リスク

当社グループの一部の連結子会社において、運転資金及び設備投資資金の調達を目的として変動金利建ての借入を行っており、支払金利の変動リスクに晒されております。支払金利の変動が当社グループの損益に与える影響は軽微であります。

③有価証券価格変動リスク

当社グループは、資金運用を行うにあたり、安全性の高い債券等への投資に加え、分散投資の一環として、投資信託への投資を一定量行っております。また、事業戦略を円滑に遂行する目的で業務上の関係を有する企業の株式を保有しており、価格変動リスクに晒されております。これらの投資については、定期的に市場価格や発行体の財務状況を把握するとともに保有意義について再確認を行い、継続的にポートフォリオの見直しを行っております。なお、当社グループでは、トレーディング目的で保有する株式はありません。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 金融商品の公正価値と帳簿価額の比較

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、公正価値で測定する金融商品、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品及びリース負債については、次の表には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結財政状態計算書 計上額	公正価値	差額
金融資産			
営業債権及びその他の債権	130,319	128,649	△1,670
金融負債			
借入金（非流動）	667	620	△47

（注） 「営業債権及びその他の債権」及び「借入金（非流動）」の公正価値ヒエラルキーのレベルは3に該当しております。

上記金融商品の公正価値の算定方法は、次のとおりであります。

（営業債権及びその他の債権）

営業債権及びその他の債権については、一定の期間ごとに区分した債権毎に、債権の額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値に基づいて測定しております。

（借入金（非流動））

借入金（非流動）については、将来キャッシュ・フローを新規に同様の借入契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値に基づいて測定しております。

(2) 公正価値で測定する金融商品のレベル別分類

公正価値で測定する金融商品は、公正価値の測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて、公正価値ヒエラルキーのレベルを次のように分類しております。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

公正価値の測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定に用いた重要なインプットのうち、最もレベルの低いインプットに応じて決定しております。

① 公正価値で測定する金融資産及び金融負債の内訳

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類した、経常的に公正価値で測定する金融資産及び金融負債の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	10,740	146	—	10,887
債券	—	2,498	—	2,498
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	—	—	95	95
債券	—	9,639	—	9,639
投資信託	—	9,432	—	9,432
デリバティブ資産	—	206	—	206
合計	10,740	21,923	95	32,759
金融負債				
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	—	282	—	282
合計	—	282	—	282

(注) レベル間の重要な振替はありません。

上記金融商品の公正価値の算定方法は、次のとおりであります。

(株式)

上場株式は取引所の価格、非上場株式は純資産価値に基づく評価技法等を用いて公正価値を算定しております。

(債券、投資信託、デリバティブ資産及び負債)

債券、投資信託、デリバティブ資産及び負債は、取引金融機関から提示された公正価値を使用しております。

② レベル3に区分した金融商品の調整表

公正価値ヒエラルキーレベル3に区分した金融商品は、株式、投資信託により構成されております。期首残高から期末残高への調整表は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	純損益を通じて 公正価値で測定する金融資産
期首残高	—	8,202
利得又は損失		
純損益(注)1	—	388
その他の包括利益	—	—
売却又は償還	—	△8,495
期末残高	—	95

- (注) 1. 純損益に認識した利得又は損失は、連結損益計算書上の「金融収益」又は「金融費用」に表示しております。また、純損益に認識した利得又は損失合計のうち、期末において保有する金融商品に係るものは、当連結会計年度において△49百万円であります。
2. レベル3に区分した資産、負債については適切な権限者に承認された公正価値測定の評価方針及び手続に従い、担当部署が対象資産、負債の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	1,450円07銭
基本的1株当たり当期利益	98円25銭

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得・消却)

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議しました。

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

純資産の増加を抑制し資本効率の向上を図るとともに、機動的な資本政策の遂行により、株主還元の実現を図るため。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 18,000,000株(上限)
(自己株式を除く発行済株式総数に対する割合 5.2%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 200億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2023年6月1日～2024年3月31日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

3. 消却に係る事項の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の数 | 18,000,000株
(消却前の発行済株式総数に対する割合 5.0%) |
| (3) 消却予定日 | 2024年3月31日 |

(ご参考) 2023年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	: 347,656,755株
自己株式数	: 11,458,462株

(収益認識に関する注記)

1. 売上収益の分解

当社グループは、金属加工機械事業、金属工作機械事業及びその他事業を基本にして組織が構成されており、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び事業の評価をするために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの事業で計上する収益を売上収益として表示しております。また、売上収益は顧客の所在地に基づき地域別に分解しております。これらの分解した売上収益と各報告セグメントの売上収益との関連は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメント	金属加工機械	金属工作機械	その他	合計
主な地域市場				
日本	106,958	33,547	1,263	141,769
北米	84,467	11,793	—	96,260
欧州	63,372	8,467	—	71,840
アジア他	46,573	9,220	23	55,817
合計	301,371	63,028	1,286	365,687

金属加工機械事業においては、板金・微細溶接製品を生産・販売しており、レーザマシン、パンチプレス、プレスブレーキ等の板金市場向け商品群と、微細溶接機を中心とした微細溶接市場向け商品群を取り扱っております。

金属工作機械事業においては、切削・研削盤・プレス製品を生産・販売しており、金切帯鋸盤をはじめとした切削市場向け商品群と、研削盤等の研削盤市場向け商品群及びメカニカルプレスを中心としたプレス市場向け商品群を取り扱っております。

その他事業においては、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸業等を含んでおります。

また、売上収益には割賦販売に係る金利収益が当連結会計年度において2,009百万円含まれております。

2. 契約残高

契約負債

28,660百万円

(注) 1. 当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは17,348百万円です。なお、当連結会計年度中の契約負債に重要な変動はありません。

2. 当連結会計年度において過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

3. 履行義務

当社グループが販売している製品については、主に顧客の検収時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の検収時点で収益を認識しております。当該製品に関連するメンテナンスや不動産賃貸などのサービスを顧客に対して提供する場合がありますが、当該サービスに関する履行義務については、時の経過に伴い充足されるものであることから、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。なお、当社グループでは、原則として、代理人としての取引は行っておりません。

売上収益は、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額(以下、「取引価格」)で測定しています。重要な返品及び返金義務等は無く、売上収益に含まれる変動対価の金額に重要性はありません。

顧客との契約における対価は、履行義務を充足した時点から主として1年以内に受領しているため、実務上の便法を使用し、重大な金融要素の調整は行っておりません。ただし、製品の割賦販売の対価の回収については、概ね3～7年に渡ることから、重大な金融要素の影響を調整しております。

当社グループは製品保証を付保した製品を販売しておりますが、販売された製品が合意された仕様に従っているという保証のみであることから、当該製品保証を独立した履行義務として区別しておらず、取引価格の一部を製品保証に配分しておりません。その他、複数の履行義務を含む重要な契約はありません。

4. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、取引価格に含まれていない顧客との契約に係る対価に重要なものはありません。

5. 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、資産として認識しなければならない、契約を獲得するための増分コスト、及び履行にかかるコストに重要性はありません。また、実務上の便法を適用し、認識すべき資産の償却期間が1年以内である場合には、契約獲得の増分コストを発生時の費用として認識しております。

*
* 第85期 計 算 書 類 *
*

[自 2022年4月1日
至 2023年3月31日]

1. 貸 借 対 照 表
2. 損 益 計 算 書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個 別 注 記 表

神奈川県伊勢原市石田 200 番地
株式会社アマダ
代表取締役社長 山 梨 貴 昭



貸借対照表 (2023年3月31日現在)

単位：百万円（未満切捨）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	42,067	支払手形	416
受取手形	10,533	買掛金	13,432
売掛金	57,335	電子記録債務	18,702
有価証券	15,002	リース債務	67
商品及び製品	23,177	未払金	1,386
仕掛品	4,806	未払費用	3,661
原材料及び貯蔵品	17,384	未払法人税等	6,239
前渡金	82	契約負債	3,341
前払費用	331	預り金	18,323
短期貸付金	1,997	製品保証引当金	245
未収入金	9,141	賞与引当金	2,568
その他	515	役員賞与引当金	177
貸倒引当金	△1,122	その他	329
流動資産合計	181,253	流動負債合計	68,892
固定資産		固定負債	
有形固定資産		リース債務	22
建物	64,137	再評価に係る繰延税金負債	477
構築物	6,171	退職給付引当金	140
機械及び装置	9,656	資産除去債務	7
車両運搬具	125	長期預り保証金	914
工具、器具及び備品	3,649	その他	762
貸与資産	5,658	固定負債合計	2,325
土地	32,274	負債合計	71,218
リース資産	32	(純資産の部)	
建設仮勘定	112	株主資本	
有形固定資産合計	121,817	資本金	54,768
無形固定資産		資本剰余金	
特許権	1	資本準備金	163,199
ソフトウェア	7,190	その他資本剰余金	0
電話加入権	109	資本剰余金合計	163,199
その他	11	利益剰余金	
無形固定資産合計	7,313	利益準備金	9,126
投資その他の資産		その他利益剰余金	
投資有価証券	31,385	土地圧縮積立金	408
関係会社株式	69,709	償却資産圧縮積立金	5,263
関係会社出資金	20,724	別途積立金	111,852
長期貸付金	1,283	繰越利益剰余金	44,314
長期前払費用	1,433	利益剰余金合計	170,964
前払年金費用	6,339	自己株式	△12,099
繰延税金資産	1,465	株主資本合計	376,832
不動産リース投資資産	850	評価・換算差額等	
その他	927	他有価証券評価差額金	5,008
貸倒引当金	△637	土地再評価差額金	△9,191
投資その他の資産合計	133,482	評価・換算差額等合計	△4,183
固定資産合計	262,614	純資産合計	372,649
資産合計	443,867	負債・純資産合計	443,867

損益計算書（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

単位：百万円（未満切捨）

科 目	金	額
売上高		183,433
売上原価		120,311
売上総利益		63,122
販売費及び一般管理費		40,026
営業利益		23,095
営業外収益		
受取利息	162	
有価証券利息	165	
受取配当金	14,900	
投資有価証券売却益	2,135	
受取手数料	427	
その他	779	18,570
営業外費用		
支払利息	2	
投資有価証券売却損	94	
デリバティブ評価損	394	
為替差損	370	
その他	3	865
経常利益		40,801
特別損失		
固定資産除却損	494	
関係会社株式評価損	132	
その他	51	678
税引前当期純利益		40,122
法人税、住民税及び事業税	8,439	
法人税等調整額	△79	8,359
当期純利益		31,763

株主資本等変動計算書（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

単位：百万円（未満切捨）

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					土地圧縮積立金	償却資産圧縮積立金	別途積立金	
2022年4月1日残高	54,768	163,199	0	163,199	9,126	408	5,607	111,852
事業年度中の変動額								
償却資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	△344	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業	—	—	—	—	—	—	—	—
年度中の変動額（純額）	—	—	0	0	—	—	△344	—
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	—	△344	—
2023年3月31日残高	54,768	163,199	0	163,199	9,126	408	5,263	111,852

	株 主 資 本				評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
2022年4月1日残高	27,155	154,150	△12,095	360,022	11,631	△9,191	2,439	362,461
事業年度中の変動額								
償却資産圧縮積立金の取崩	344	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	△14,949	△14,949	—	△14,949	—	—	—	△14,949
当期純利益	31,763	31,763	—	31,763	—	—	—	31,763
自己株式の取得	—	—	△3	△3	—	—	—	△3
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	0
株主資本以外の項目の事業	—	—	—	—	△6,622	—	△6,622	△6,622
年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	△6,622	—	△6,622	△6,622
事業年度中の変動額合計	17,158	16,813	△3	16,810	△6,622	—	△6,622	10,187
2023年3月31日残高	44,314	170,964	△12,099	376,832	5,008	△9,191	△4,183	372,649

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

(ロ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 評価基準

原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

② 評価方法

(イ) 商品及び製品

機械は個別法

消耗品等は移動平均法

(ロ) 仕掛品

機械は個別法

消耗品は移動平均法

(ハ) 原材料

機械は先入先出法

消耗品は移動平均法

(ニ) 貯蔵品

主に最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① リース資産を除く有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7～60年
機械装置及び工具器具備品	2～17年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(2) 無形固定資産

① 市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却しております。

② 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ その他

定額法によっており、主な耐用年数は10年であります。

(3) 長期前払費用

支出の効果が及ぶ期間で均等償却をしております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

保証期間内に将来発生すると見込まれる修理費用を過去の実績率に基づき算定し、製品保証引当金として計上しております。また、製品保証期間を超えるものであっても、設計製造責任に起因する製品欠陥（リコール等を含む）の修理コストについて、将来発生すると見込まれる費用を、対象件数と1件当たりの対策費用及び過去の実績等に基づいて個別に見積り、製品保証引当金として計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち支給対象期間に基づく当事業年度対応分を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

製品の販売については、主に顧客の検取時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の検取時点で収益を認識しております。また、製品の割賦販売については取引価格を金融要素とそれ以外に区別し、金融要素である金利相当分は顧客との契約期間に基づき収益を認識しております。

当該製品に関連するメンテナンスについては、当社が顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、契約期間にわたり収益を認識しております。

不動産賃貸に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引については、売上高を計上せずに利息相当額を利息法に基づき各期へ配分する方法によっております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約、通貨オプション等については、振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は、下記のとおりであります。

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………商品及び製品輸出による外貨建売上債権、外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジの有効性の評価方法

外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを確認しており、またヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジの有効性を評価しております。

ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式及び関係会社出資金の評価

(1) 当事業年度において計上した金額

関係会社株式 69,709百万円

関係会社出資金 20,724百万円

関係会社株式評価損 132百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式及び関係会社出資金の評価に関して、実質価額が著しく低下した場合は、回復可能性を考慮したうえで、減損処理を実施しております。当該評価における回復可能性及び実質価額における超過収益力等の判定は、対象会社の中期経営計画に基づいております。当該見積りは将来の不確実な経済条件の影響を受けるため、翌事業年度の計算書類に計上される関係会社株式及び関係会社出資金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	97,860百万円
2. 保証債務	
アマダ・キャピタル社の金融機関等からの借入債務に対する保証	4,985百万円
アマダ・インディア社の金融機関等からの借入債務に対する保証	326百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	47,207百万円
関係会社に対する長期金銭債権	1,282百万円
関係会社に対する短期金銭債務	23,173百万円
関係会社に対する長期金銭債務	0百万円
4. 土地の再評価	
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	
(1) 再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」によっております。	
(2) 再評価を行った年月日	平成14年3月31日
(3) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△2,577百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高	
売 上 高	98,398百万円
仕 入 高	27,861百万円
そ の 他	9,529百万円
(2) 営業取引以外の取引高	16,488百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数	普通株式	11,458,462株
-------------------------	------	-------------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	540百万円
棚卸資産評価損損金算入限度超過額	393百万円
未払事業税	469百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	786百万円
製品保証引当金損金算入限度超過額	75百万円
研究開発資産損金算入限度超過額	5,166百万円
有価証券消却及び評価損損金算入限度超過額	140百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	60百万円
減価償却費損金算入限度超過額	13百万円
減損損失	616百万円
関係会社株式消却及び評価損損金算入限度超過額	3,313百万円
ゴルフ会員権評価損	510百万円
土地再評価差額金	3,144百万円
その他有価証券評価差額金	280百万円
その他	245百万円
繰延税金資産小計	15,756百万円
評価性引当額	△7,920百万円
繰延税金資産合計	7,835百万円

繰延税金負債

税務上の収益認識差額	△1,003百万円
固定資産圧縮積立金	△2,501百万円
土地再評価差額金	△477百万円
前払年金費用	△1,939百万円
その他有価証券評価差額金	△672百万円
その他	△253百万円
繰延税金負債合計	△6,848百万円

繰延税金資産の純額

987百万円

(注) 当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定資産－繰延税金資産	1,465百万円
固定負債－再評価に係る繰延税金負債	477百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	単位：%
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.9
住民税均等割等	0.2
評価性引当額の増減	0.5
外国源泉税	0.5
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>20.8</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 アマダマシナリ ー	所有 直接100.0%	切削商品及び 工作機械の販売等	CMS預り金 (*1)	—	預り金	11,194
子会社	アマダ・アメリ カ社	所有 間接100.0%	当社商品及び 部品の北米市 場への販売等	商品及び部品 の販売 (*2)(* 3)(*4)	26,911	売掛金	14,770
子会社	アマダ・ヨーロ ッパ・エス・エ ー社	所有 直接100.0%	当社商品及び 部品の欧州市 場への販売等	商品及び部品 の販売 (*2)(* 3)(*4)	15,796	売掛金	9,434
子会社	アマダ・キャピ タル社	所有 間接100.0%	債務保証	債 務 保 証 (*5)	4,985	—	—
役員及 びその 近親者 が議決 権の過 半数を 所有し ている 会社	株式会社 三好工業所有権 研究所	—	営業上の取 引・役員の兼 任	特許関連委託 (*4)(* 6)(*7)	130	未払費用	15
役員	三 好 秀 和	(被所有) 直接0.0%	営業上の取引	特許関連委託 (*4)(* 7)(*8)	50	未払費用	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (*1) CMS預り金は、当社がグループ各社から提供されたキャッシュ・マネジメント・システムによるものであり、資金が日々移動するため、取引金額は記載せずに、期末残高のみ記載しております。また金利については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。
- (*2) 商品及び部品の取引条件は、両社協議のうえ、市場価格を勘案して仕切価格を決定しております。
- (*3) 商品及び部品の取引条件は、両社協議のうえ、仕切価格に輸出諸掛等を加算して決定しております。
- (*4) 株式会社三好工業所有権研究所及び三好内外国特許事務所との取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高については消費税等が含まれております。また、アマダ・アメリカ社及びアマダ・ヨーロッパ・エス・エー社については、すべて消費税等は含まれておりません。
- (*5) アマダ・キャピタル社の金融機関からの借入金に対して債務保証をしており、取引金額は期末時点の保証残高であります。

- (※6) 当社社外取締役三好秀和及びその近親者が議決権の過半数を直接所有しております。
- (※7) 取引価格及び条件につきましては、当社と関連を有さない他の当事者と同様の条件によっております。
- (※8) 当社社外取締役三好秀和を会長とする三好内外国特許事務所と個別の案件毎に契約しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,071円89銭
1 株当たり当期純利益	91円36銭

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得・消却)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

* 第 85 期 計算書類の附属明細書 *
*

[自 2022 年 4 月 1 日]
[至 2023 年 3 月 31 日]

神奈川県伊勢原市石田 200 番地
株式会社アマダ
代表取締役社長 山 梨 貴 昭



1. 固定資産明細

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額 又は償却累計額	当期償却額	差引期末 帳簿価額
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
有形 固定 資産	建物	117,693	13,905	2,863	128,735	64,597	3,039	64,137
	構築物	14,680	589	310	14,959	8,788	434	6,171
	機械及び装置	28,622	386	157	28,851	19,194	1,723	9,656
	車両運搬具	245	30	2	272	146	37	125
	工具、器具及び備品	6,965	2,135	439	8,662	5,013	499	3,649
	貸与資産	5,765	—	19	5,745	87	0	5,658
	土地	32,274	—	—	32,274	—	—	32,274
	[土地再評価差額金]	[△8,714]			[△8,714]			[△8,714]
	リース資産	70	8	14	64	32	13	32
建設仮勘定	946	13,965	14,800	112	—	—	112	
	計	207,265	31,021	18,608	219,678	97,860	5,748	121,817
無形 固定 資産	のれん	226	—	—	226	226	—	—
	特許権	38	0	34	3	1	0	1
	ソフトウェア	20,147	4,092	4,096	20,143	12,953	4,044	7,190
	電話加入権	109	—	—	109	—	—	109
	その他	41	4	1	45	33	2	11
	計	20,564	4,097	4,132	20,529	13,216	4,047	7,313
長期前払費用		660	1,253	42	1,871	437	118	1,433

(注)1. 当期首残高及び当期末残高のうち[]内は内書きで、土地の再評価に関する法律
(平成10年3月31日公布法律第34号)により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

(注)2. 「当期増加額」の主なものは、次のとおりであります。

建物	AGIC改修工事	11,685	百万円
	11・8号棟改修工事	886	百万円
ソフトウェア	販売用ソフト開発	2,473	百万円

(注)3. 「当期減少額」の主なものは、次のとおりであります。

建物	朝霧スクエア解体工事	1,515	百万円
	876工場解体工事	692	百万円

2. 引当金の明細

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
	百万円	百万円	百万円	百万円
貸 倒 引 当 金	1,287	524	52	1,759
製 品 保 証 引 当 金	428	245	428	245
賞 与 引 当 金	2,331	2,568	2,331	2,568
役 員 賞 与 引 当 金	236	177	236	177
退 職 給 付 引 当 金 (※)	△4,747	△595	856	△6,198
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	12	—	12	—

(※) 「退職給付引当金」は当期増加額、当期減少額を前払年金費用との純額で記載しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額	摘 要
	百万円	
販 売 手 数 料	1,546	
荷 造 運 賃	7,998	
広 告 宣 伝 費	246	
役 員 報 酬	232	
役員賞与引当金繰入額	177	
給 料	8,072	
賞 与	1,103	
賞与引当金繰入額	1,891	
福 利 厚 生 費	1,817	
退 職 給 付 費 用	△ 116	
接 待 交 際 費	127	
旅 費 交 通 費	607	
通 信 費	106	
手 数 料	2,979	
租 税 公 課	1,836	
減 価 償 却 費	3,723	
賃 借 料	931	
研 究 開 発 費	5,379	
製品保証引当金繰入額	245	
貸倒引当金繰入額	472	
そ の 他	646	
計	40,026	

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役や監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。


2023年5月23日

株式会社 アマダ 監査役会

常勤監査役

重田孝哉 

常勤監査役

柴田 翔太郎 

社外監査役

今之内 明 

社外監査役

西浦 清 

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社アマダ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

東海林 雅人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

古賀 祐一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アマダの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社アマダ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社アマダ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

東海林 雅人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

古賀祐一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アマダの2022年4月1日から2023年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上